

## 姫路市教育委員会会議録（令和3年11月30日）

○ 日 時 令和3年11月30日（火）午後1時30分から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後1時30分）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第52号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見  
聴取について

日程第4 報告

1 第3回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容について

2 姫路市立夜間中学校設置基本計画（案）及び同計画（案）に係る市民意見（パブリック・コメント）の募集について

日程第5 その他

○ 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員

（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、

福永生涯学習部長兼文化財課長、殿垣総務課長、宮崎教育企画室主幹、

鈴木教育企画室課長補佐、小野教育企画室係長

（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから臨時の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。  
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思っております。  
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 議案第52号は、会議規則第15条第3号に規定する教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関連する事件に該当し、報告事項の2は、議会に報告する事項であり、同条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開とすることが適当であると考えます。
- また、議案第52号及び報告事項の2の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、非公開事由の消滅後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第52号及び報告事項の2は非公開と決定します。  
また、議案第52号及び報告事項の2の会議録については、非公開事由の消滅後に公表することと決定します。  
なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、  
報告事項の1 第3回姫路市立高等学校在り方審議会の審議内容について事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (教育企画室主幹 報告事項の1について説明)  
現在、「姫路市立高等学校在り方審議会」を設置し、審議をいただいているところでございますが、第3回審議会を11月8日に開催いたしましたので、

審議内容について御報告いたします。

第3回審議会の次第でございますが、第3回審議会では、  
(1)アンケートの調査結果について、  
(2)市立高等学校の目指す方向性とこれまでの取組について、  
の2点について、御審議いただきました。

まず、議題の一つ目、「アンケートの調査結果について」でございますが、こちらは、資料1と資料2を使い説明いたしました。

資料1でございますが、こちらでは、9月6日から22日にかけて、中学3年生とその保護者、市立高校生及びその保護者、市立高校卒業生を対象に行ったアンケートの集計結果について説明いたしました。

資料2ですが、こちらは、資料1で説明したアンケート結果から、市立高等学校に関わる方々に求められている学校の姿をまとめたものでございます。

まず、「1 高校を選ぶ時に重視する点」としては、高校においては、通学の便利さや、興味のある学科・コースがあること、学校行事や生徒会活動・部活動が充実していることが重視されているということ、

次に、「2 高校生活で身に付けたいこと」としては、高校生活では、進学に対応した学力・技能や、基礎的・基本的な学力、人間関係を形成する能力などが求められているということ、

「3 学科・コース」としては、普通科のほか、国際関係・外国語や、コンピュータ・情報、理数教育などが求められているということ、

「4 魅力化に必要なこと」としては、施設・設備の整備や、郷土を愛し、姫路市の発展に貢献できる人材の育成などが求められているということをお示しいたしました。

また、「5 今の高校に満足している点」として、在校生やその保護者から、学校・生徒の雰囲気が良いことなどが挙げられており、これらについては、今後とも継承していくべきものであるということを説明し、

「6 自校における課題」として、卒業生から、少子化による学級数の減少や、校舎・施設設備の老朽化、ネットワーク環境の整備が課題として挙げられており、これらについては解決に向け、取り組んでいくことが必要であるということを説明いたしました。

続きまして、議題の二つ目、「市立高等学校の目指す方向性とこれまでの取組について」でございます。

こちらは、市立高等学校の在り方を検討するに際し、本市の教育の目指す姿や市立高等学校で育成したい資質や能力についてまとめたものでございます。

まず、「1 姫路の教育の目指す姿」ですが、本市全般の教育の在り方として、姫路市教育振興基本計画に定めております基本理念と目指す方向性について説明いたしました。

次に、「2 市立高等学校で育成したい資質や能力」として、「1」の目指す姿を基本に、大学や社会に出ていく成長の過程にある高校生をどのような視点で育てていくか、というポイントをキーワードとともにお示ししました。

3つに項目を分けておりますが、  
一つ目が、「生徒本人の育ち」に関する内容、  
二つ目が「社会との関係性、社会の中で他人と関わり生きていく力」、  
三つ目が「地域や人とのつながり」に関する内容としております。

次に、「3 これまでの市立高等学校での取組内容」でございますが、こちらでは、「2」でご覧いただきました項目ごとに、これまで市立3校で取り組んできた内容を取り出し、整理したものを説明いたしました。

これらについて、委員からは、

- ・ アンケート結果を見ると、「学校や生徒の雰囲気が良い」という意見が多い。親や卒業生のアンケート結果でも、人間関係形成能力を求めている傾向があることが伺える。このような環境を継承していくことは非常に重要だと思う。
- ・ 学科はその学校のカラーを決めるもの。特色ある取組を熱心に進めていくためにはそれだけの生徒数や教員数が必要である。校舎の老朽化により施設の整備に多額の費用がかかってくるということを考えると、ある程度校数を絞るなどの整理をしていく必要があるのではないか。
- ・ 学校を選ぶ視点として、アンケートにおいて「交通の利便性を重視する」という意見が多いので、仮に新校を整備するのであれば、交通の便が良い新しい場所にできれば良い。
- ・ 3校を1校にするとか2校にするとか後ろ向きなイメージがあるが、そうではなくて、もう少し姫路市の人材を育てるための戦略として、高校をどういう風に変えていくかという前向きな議論ができたら良いと思う。
- ・ もし統合するのであればニーズを汲み取って、どうしても市立が良いと言われるような持続可能で魅力のある学校を作っていただきたい。
- ・ 例えば、中高の教育を3・3ではなく、6年間で考えることのできる中等教育学校も魅力を感じる。姫路市民が誇りを持てる学校を目指していくことが望まれる。
- ・ 保護者の立場としては、通学しやすく、子供の学力に見合っている学校が減ってしまうことは避けたいが、統合することによるメリットについても勉強する必要があると思う。

などの御意見がございました。

次回、第4回審議会は、年明け、1月13日の開催を予定しております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

在り方審議会は、いつまでに第何回までの予定で組まれていますか。

(答)

今のところ、第6回くらいで終わらせたいと考えています。次回、答申骨子案を出して協議していくなかで決定する予定です。

(問)

最後は取りまとめで、実質あと2回で方向性を決定することになると思います

が、第3回で、この状態の段階であると、第5回までに方向性を決定するのは厳しいと思います。どのような形で、第6回まで進めようと考えているのでしょうか。また、審議会から答申を受けた後の手順についても説明をお願いします。

(答) 今年度末までに答申をいただき、来年度早々に実施計画を作成し、それに対するパブリック・コメントを実施する予定です。

(問) 実施計画というと、第6回までの審議で具体的な方向性をあげられるようにするのか、それとも平行して別のところで検討するということがあるのでしょうか。

(答) 今のところ審議会のみになっており、答申をいただいたのち、教育委員会で実施計画を策定していきます。

(問) 審議会委員にはどのような方々がおられますか。

(答) 会長は兵庫教育大学の加治佐学長、副会長は兵庫県立大学の尾崎教授で、委員としては環太平洋大学教授、市立3高校の校長や県立姫路西高等学校長、中学校長、小学校長、市立高等学校PTA連合協議会会長、姫路市連合PTA協議会会長、公募委員、前姫路市教育委員、神戸新聞社姫路本社代表、姫路商工会議所専務理事、連合兵庫西部地域協議会副議長にお願いしております。

(補足) あと第4回、5回で、どのように持っていくかというところでございますが、学校のことですので、保護者も関係してきますから、「この学校がどう」というような内容の答申にはならないと考えています。第3回の審議会に出てきている意見の中で、学校を集約して施設を更新するといった方向性のお話もあるので、そのような内容も第4回、5回で文書化していきたいと考えています。

(問) 在り方なので、事業運営費的な予算のことは考えずに、市立高校はこうあるべきという方向性を確認するくらいで、実質的にやるのは、答申を受けた教育委員会で実施計画を作って、パブコメに諮るという流れでしたでしょうか。

(答) これまでも市立高校には何が必要なかというようなことを議論してきており、それらを参考に、スクールミッションに関する事なども議論いただいたところで。

(答) 審議会の所掌事務の中に、市立高等学校の魅力及び特色づくりの方向性や望ましい規模と配置を審議するとなっております。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

- それでは、非公開案件の審議に入ります。  
議案第 52 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づく意見聴取について  
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 52 号について説明)  
本議案は、10 月 14 日開催の定例教育委員会において、市長からの意見聴取に対してご審議いただきました「議案第 48 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について」に関連するもので、教育委員会からの回答を踏まえて市長が議案を作成し、提出したことを受けて、市議会から令和 3 年 11 月 25 日付けで意見聴取があったため、本議案により、市議会からの意見聴取に対する教育委員会の意見を決定し、回答しようとするものでございます。  
まず、「1 意見聴取の理由」についてですが、姫路市教育委員会の職務権限の特例に関する条例の改正に際し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 2 項の規定に基づき、地方公共団体の議会は、当該条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならないこととなっていることから、市議会から教育委員会に対して、意見の伺いがあったものでございます。  
次に、「2 改正の内容」につきましては、1 点目としましては、市長が管理執行する事務に、「姫路市立美術館等及び公民館の設置、管理及び廃止に関すること」及び「文化財の保護に関することを除く文化に関すること」を加えるものでございます。2 点目は、その他の規定整備を行うものでございます。  
次に、「3 関係条例の改正」につきましては、上記の改正に伴いまして、姫路市立美術館条例、姫路文学館条例、姫路市書写の里・美術工芸館条例及び姫路市立公民館条例中の「教育委員会」を「市長」に、「教育委員会規則」を「規則」に、文言の改正を行うものでございます。  
「4 施行期日」につきましては、令和 4 年 4 月 1 日となっております。  
事務局としましては、この市議会からの意見伺いに対して、「異存ありません」としたいと考えております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

これまでに公民館の建替えや移転はあったと思いますが、公民館の廃止があった地域はありますか。

(答)

最初に建てた公民館も存続していますので、今までに廃止はないかと思います。

(問)

条文上、公民館の廃止に関する事とありますが、実際に廃止したことはない

ということですか。

(答) そのとおりだと思います。

(問) 仮に、公民館を廃止するとなったら、どのような事務手続きをとるのですか。

(答) 公民館は、概ね各小学校区に設置されています。公民館には社会教育の充実という面と地域コミュニティの拠点としての位置づけもあり、そのような点もあって今回、市長部局へ移管することになりました。地域コミュニティの活用により、より活性化していくと思いますが、例えば、地域に市民センター等の地域コミュニティ施設があれば、それとの統廃合により適正化を図っていく可能性はあると思います。公民館を廃止することになるかもしれませんが、その際は、利用状況や適正規模など、いろいろな側面から方針を決定し、地元の意見も聞いたうえで、最終的には市長の判断により廃止を決定し、廃止条例を提案し、可決されれば廃止となり、その後、建物を撤去する等の流れになります。

(問) 今回、美術館等を市長部局へ移管するとのことですが、市長部局のイメージが分かりません。今までに市長部局へ移管した施設はありますか。

(答) 令和3年4月に水族館を教育委員会から市長部局へ移管しました。

(答) 市長以外の執行機関としては教育委員会や選挙管理委員会、監査委員等があり、その他はほぼすべて市長部局です。市長部局の中でも局間で組織変更や移管はありますが、教育委員会は、教育長を代表とする独立した執行機関で、規模も大きく、他の委員会等と比べると、教育委員会と市長部局の間での移管が多い状況です。また、水族館の他にも、過去にはスポーツ所管課や学童保育所管課を市長部局へ移管した事例もございます。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。  
議案第52号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく意見聴取について  
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(委員)

[ 挙 手 ]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第52号は、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、  
報告事項の2 姫路市立夜間中学校設置基本計画(案)及び同計画(案)に係る市民意見(パブリック・コメント)の募集について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 報告事項の2について説明)

本市では、令和5年4月に市立夜間中学を設置することとしておりますが、設置にあたっては、兵庫県教育委員会を事務局とする「西播磨地域における夜間中学設置検討委員会」において、学識者や関係団体等の委員の皆様、基本計画の内容について、議論していただきました。

「姫路市立夜間中学設置基本計画(案)」の1ページ(1)趣旨ですが、公立夜間中学の歴史として、昭和20年代に就労等により、昼間に就学できなかった未就学者に義務教育の機会を提供することを目的として設置された時代から、時代を経て、在住外国人や不登校等の既卒者など、夜間中学に期待される役割も変遷を遂げてきました。また、教育機会確保法が施行され、全国に夜間中学の設置が推進される中、本市において播磨地域を主な対象地域とした夜間中学を設置することとなった経緯を載せております。また、その下の(2)には、姫路市の状況を載せております。

「2 夜間中学の設置状況」でございますが、(1)には全国の状況として、全国で、現在36校の夜間中学が設置されておりますが、来年4月に3校、その翌年度にも数校、設置を表明されております。

次に、(2)兵庫県下の状況として、アに阪神間に設置されている3つの夜間中学を記載しているほか、イには、広域受け入れの制度が本格的に開始している状況を記載しております。

(3)では、令和3年8月に、全国で夜間中学を設置または設置を表明している自治体に調査を実施しましたので、その主な結果を記載しております。

まず、1 調査対象でございますが、全国で設置済みの夜間中学は36校あり、本市を含め、設置予定の9校の状況をその後に記載しております。

次に、3 主な調査結果といたしまして、(1)開設時期は、多くは昭和の時代に開校しておりますが、ここ数年で設置する学校が増えております。

(2)設置形態は、ほとんどが分校や二部制でございますが、近年では、校長や養護教諭を配置する単独校が増えております。

(5)生徒の属性でございますが、アの年代は、学齢期の生徒はおらず、学齢期を過ぎた若い方から高齢の方まで、各年代の方が就学しております。イの国籍について、本市の在住外国人は、韓国・朝鮮籍やベトナム籍の方の割合が高くなってはおりますが、全国的に夜間中学に通っておられる外国籍の方としては、中国やネパールの方が多くなってはおります。また、全国的に外国籍の方の割合が高く、夜間中学に通う生徒の約4分の3となっております。

(7)入学理由としましては、「中学校程度の学力の習得」、「進学」、「読み書きの習得」、「日本語会話能力の習得」が多くなってはおります。

(8)卒業後の状況としましては、進学が多くなってはおります。

(9)修業年限につきましては、原則3年としているところが多いですが、状況に合わせて6年、9年と延長の上限を決めている学校も割と見られます。以下、



編入学の対応や就学援助、広域受け入れの有無等、回答結果をまとめております。

続きまして、「3 姫路市立夜間中学の基本方針」でございます。(1)本市で設置する夜間中学の学校づくりの視点を記載しております。この基本計画案について議論していただきました検討委員会においても、夜間中学は、義務教育を受ける機会を保障するという理念が一番にあってほしい、との意見がございました。また、併せて、一人一人の個を大切に、自分らしく生きていく力を育む場であることを明記しております。このページに記載する内容といたしまして、多様性の尊重や一人一人に応じた学びを実現するための少人数指導や日本語指導、社会の中で自分らしく生きていくための力を育む取り組み、さまざまな関係機関との連携など、生徒が安心して、学びたいという気持ちを実現できる学校づくりに取り組むこととしております。

次に、(2) 姫路市における夜間中学設置の枠組みでございますが、アの入学対象といたしまして、入学対象者は、学齢期を過ぎた人であること、そして、国籍を問わず、中学校の未修了者や不登校等で長期欠席を余儀なくされ、学齢期に十分に学ぶことができなかった人であること、そして、原則、姫路市内に居住する人としております。但し、近隣市町に居住されている人についても、生徒の在住している市町の教育委員会と負担金拠出に関する協定を結ぶことで、広域受け入れを行いたいと考えております。

次に、イ 開校年次は、令和5年4月、ウ 設置形態は、夜間中学ならではの教育内容を計画的に進めるため、校長のほか養護教諭を配置することのできる単独校として設置したいと考えております。

次に、エ 学校規模は、1学年1学級としておりますが、実際には、教科ごとに進度や学習状況に合わせたクラス編成とし、一人一人に合った教育を進めます。

オ 設置場所は、姫路市立東小学校内の余裕教室を活用して設置いたします。

カ 修業年限は3年としますが、原則6年までは可といたします

キ 入学時期は、柔軟に対応できるよう、9月まで入学可能といたします。

ク 編入学対応については、短い期間で、次の進路を目指したいという人もあり、適切な学習期間を考慮し、2年、3年への編入学も可能とします。

ケ 授業時間は、午後5時半ごろから午後9時ごろまでの時間を想定しております。

これまで御説明しましたように、近年の夜間中学は、年齢や国籍、これまでの学習歴の違いなど、さまざまな状況にある生徒が集まります。本校では、個に応じた学びを基本にし、次のアからウに掲げる項目を中心に、教育環境の充実に努めてまいります。

「4 その他」としまして、(1) 市民への広報・周知、(2) 関係機関との連携、の内容を記載しておりますが、兵庫県教育委員会をはじめ、周辺市町の教育委員会や学校のほか、各種支援団体にも御協力いただき、夜間中学に関する広報、告知に努め、潜在する対象者の方々に情報が届くよう、丁寧な情報提供を進めてまいります。

なお、参考としまして、12 ページに「西播磨地域における夜間中学設置検討委員会」の委員名簿を、13 ページに、検討委員会の開催実績を記載しておりますので、御参照ください。

以上が、「姫路市立夜間中学設置基本計画（案）」の説明でございます。

次に、「姫路市立夜間中学設置基本計画（案）」に関する市民意見提出手続の実施について」を御説明いたします。

「3 実施の概要」として、意見募集の期間としまして、12月21日から翌年1月21日までの1か月間を市民意見の募集期間としております。実施に当たっては、定例の場所で計画案を設置するだけでなく、支援団体や関係団体の皆様にも、情報を提供し、できるだけ広く意見をお聞きしたいと考えております。

また、パブリックコメントの実施後、年度末には正式に基本計画を策定し、公表してまいりたいと考えております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

募集してから分かることですが、外国籍の方の比率はどれくらいを想定しているのですか。

(答)

外国籍のことにしましては、日本にずっと在住されている方も含め、母語が日本語でないベトナムの方など、4分の3程度にはなると想定しています。

(問)

パブリック・コメントの実施概要で、意見を提出できる者の要件に、市税の納税義務がある方となっておりますが、夜間中学に入学しようとしている外国籍の方が意見を提出する対象から外れてしまうこともあるのではないですか。

(答)

意見を提出できる者の要件には、市内に住んでいる方や市内に通勤等されている方など複数あって、その中のいずれかに該当すれば意見を提出できます。

(問)

近隣市町にお住まいの方でも夜間中学校に入学できますが、市外の方はパブリック・コメントの意見を提出できないのですか。

(答)

姫路市で働いている方は意見を提出できますが、近隣市町に住んでいるだけの方はパブリック・コメントの対象にはなりません。ただし、近隣市町には、意見があれば、幅広くお寄せいただきたいと案内しています。

(問)

数年前、川口市での夜間中学施設視察の際、日本語が通じないが外国人生徒に日本語が分かる友人が通訳していましたが、外国人に対する通訳はどの程度配置されるのですか。

(答)

今、学齢期の学校でも、日本語が話せない方に対して支援員を配置しており、そ

れと同じようには配置できるように検討しています。

(問) 珍しい言語にも対応されているのですか。

(答) 珍しい言語については、英語でフォローしたりして、各学校で何とか対応しているのが実情です。

(問) 姫路市夜間中学校の入学対象にある（ア）（イ）（ウ）について、これらの要件を満たす以外に、面接や審査をする基準はあるのですか。

(答) 義務教育を担保するものなので、要件に当てはまる方は、できるだけ受け入れようというのが基本となります。ただし、継続的に学ぶことができるのか等も勘案し、夜間中学校開校後は、校長が面談し、入学を決めることとなりますが、開校前は教育委員会事務局がその役割を担います。

(問) 言葉が分からない方に対し、教員や通訳者を開校と同時に配置することはできるのですか。また、不登校等で学ばなかった方も入学されることとなるので、そういった方に寄り添えるような専門的な人の配置も想定されていますか。

(答) 言葉の件については、開校前の10月頃に入学申込を開始する予定で、その時に、生徒の顔が見える形になり、そこから生徒にどのようなことができるかということをご丁寧にご検討いただく必要があるため、必要な職員もそこで考えてまいります。また、不登校等で学ばなかった方については、支援団体の方や専門機関とのつながりが大切になるので、ネットワークをしっかりとしていきたいと考えており、基本計画の中でも謳っています。

(意見) 資料の「市立中学校の長期欠席の状況」を見ると、不登校者数が多い状況です。他都市の調査結果で、夜間中学校に入学されるのは外国籍の方が多く、不登校であった方等は少ないようですが、選択肢として分かっているか、入学されていないのか、分からなかったのか、分からなかったのであれば、不登校で十分に学ぶことができなかった方に夜間中学校に入学できることを周知しないといけません。

(答) 中学校の進路指導の先生に情報提供し、周知してもらうように仕掛けていきたい。姫路市から神戸市の夜間中学校に通っている方の中にも不登校者であった方がいるので、一定の希望者はいると思います。

(問) 学校規模として1学年1学級とありますが、生徒数は40人ですか。

(答) そのとおりです。

(問) 入学希望者多数の場合は、抽選するのですか。

(答) 他都市で抽選したり、上限を切ったりして、トラブルになった事例もあり難しいところではありますが、生徒数が増えると、教育の枠を確保することが必要となるので、基本計画の中で学校規模を出すことに、一定の意義があると考えています。

教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。

教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。  
○ それでは、日程第5 その他に入りたいと思います。  
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局) [ 特になし ]

教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後2時23分)